



熊本県公報

第13435号
令和7年(2025年)
5月23日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の廃止…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の変更…………… (//) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 保安林の指定の解除に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 各総合庁舎等通話録音機能設備賃貸借業務の競争入札参加資格等…………… (財産経営課) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 8
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録辞退…………… (高齢者支援課) 10
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (//) 10
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 10
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 11

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 11
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 11
- 各総合庁舎等通話録音機能設備賃貸借業務の一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 11
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 16
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 17
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 17
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (//) 20
- 公共測量の実施…………… (監理課) 22
- 公共測量の実施…………… (//) 22
- 公共測量の実施…………… (//) 23
- 構造計算適合性判定機関の指定…………… (建築課) 23
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 23
- 令和7年度(2025年度)熊本県ビジネスチャットシステムサービス調達に係る随意契約の相手方の決定…………… (システム改革課) 24

登 載 依 頼

- 令和7年度(2025年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 24
- 令和7年度(2025年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 25
- 介護保険審査会総会の開催…………… (介護保険審査会) 28

正 誤

- 令和6年(2024年)12月24日熊本県条例第43号(熊本県手数料条例の一部を改正する条例)中…………… (財政課) 29

告 示

熊本県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
後藤整形外科医院	八代市本町4-5-24	令和7年（2025年）2月28日
岩本整形外科	合志市豊岡2000-2474	令和7年（2025年）3月31日
苓北クリニック	天草郡苓北町富岡3273番2	令和7年（2025年）3月31日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中山歯科医院	八代市古閑中町998-1	令和7年（2025年）2月28日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
内牧みなみ調剤薬局	阿蘇市内牧103	令和7年（2025年）2月28日
大津薬局	菊池郡大津町大字室398-4フレグランス西新田1階	令和7年（2025年）3月1日

熊本県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

（医科）

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
問端医院 阿蘇市内牧115	名称		令和7年（2025年）1月31日
	問端内科	問端医院	

（歯科）

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
いまさき歯科クリニック 八代市古閑中町字冬築2438番地1	名称及び所在地		令和7年（2025年）2月26日
	いまさき歯科医院 八代市古閑中町字冬築2438-10	いまさき歯科クリニック 八代市古閑中町字冬築2438番地1	

（薬局）

医療機関の名称 及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
松橋中央薬局 宇城市松橋町き らら2丁目2番 13号	所在地		令和7年(2025年)2月23日
	宇城市松橋町きらら 2丁目1番6	宇城市松橋町きらら 2丁目2番13号	

熊本県告示第403号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ゆめクリニック	菊池郡大津町大津中井迫2 411-7	令和7年(2025年)4 月1日
ハッピー眼科	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰3 989番地1	令和7年(2025年)4 月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
JUN歯科クリニック	上益城郡益城町宮園764 -10	令和4年(2022年)1 月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ほおじろ薬局	菊池郡大津町大字大津24 11-7ありえず美咲野1 号	令和7年(2025年)4 月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション いいの	上益城郡益城町赤井196 8番地	令和6年(2024年)年 9月1日
訪問看護ステーション わんぷらす	菊池郡菊陽町花立3丁目4 -13CREA S 1号	令和7年(2025年)4 月1日

熊本県告示第404号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木村 敬

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
川上 五月	のぞみ整骨院~八 代院~	八代市新町7番11 号	令和7年(2025年)4月1日
川上 陶眞	のぞみ整骨院~八 代院~	八代市新町7番11 号	令和7年(2025年)4月1日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

作本 麗珠	堺はりきゅう治療院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和7年(2025年)4月1日
-------	---------------	-----------------	-----------------

熊本県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があつたので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

（柔道整復師）

施術者の氏名	変更事項（施術所の所在地）		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
吉田 心平	玉名市大浜町2 258-1	玉名市築地31 2-8-2	倫心館てもみ整骨院・鍼灸院	令和7年（2025年）2月27日

熊本県告示第406号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷 玉名市天水町小 天9278番1	ヘルパーステーション グランプーク戸島 熊本市東区戸島 6丁目16-5 2	431100473	令和7年（2025年）5月13日	訪問介護

熊本県告示第407号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社湯の郷 玉名市天水町小 天9278番1	ヘルパーステーション グランプーク戸島 熊本市東区戸島 6丁目16-5 2	431100473	令和7年（2025年）5月13日	訪問介護

熊本県告示第408号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションひかり野Ⅲ 熊本市北区八景水谷1丁目24番26号	431100470	令和7年(2025年)5月13日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

熊本県告示第409号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社スローライフ芳寿会 熊本市西区蓮台寺三丁目4番5号	ヘルパーステーション蓮台寺 熊本市西区蓮台寺三丁目4番5号	431100475	令和7年(2025年)5月13日	訪問介護

熊本県告示第410号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
株式会社スローライフ芳寿会 熊本市西区蓮台寺三丁目4番5号	ヘルパーステーション蓮台寺 熊本市西区蓮台寺三丁目4番5号	431100475	令和7年(2025年)5月13日	訪問介護

熊本県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)5月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野甲佐線	上益城郡甲佐町大字田口字石仏 4322番地先から 同所 4312番地先まで	190.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)5月23日

熊本県告示第412号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県宇土市網津町字野添2965番2、2968番3、2989番3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第413号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
各総合庁舎等通話録音機能設備賃貸借業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）6月9日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第414号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

平町一丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	地 番
1	水俣市山手町一丁目	1 2 1 番
2	〃	1 2 2 番
3	〃	1 6 番
4	〃	2 1 番

5	//	29番
6	桜井町一丁目	道
7	平町一丁目	346-3番
8	//	355番
9	//	362番
10	//	368番

熊本県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上萩の草1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図1のとおり	土石流
上萩の草3	阿蘇市一の宮町萩の草	別図2のとおり	土石流
小里川-4	阿蘇市小里	別図3のとおり	土石流

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中萩の草1	阿蘇市一の宮町萩の草	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
中萩の草2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
中萩の草3	阿蘇市一の宮町萩の草	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
上萩の草2	阿蘇市一の宮町萩の草	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
坂ノ上	阿蘇市一の宮町坂梨	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
二本松5	阿蘇市西湯浦	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
西湯浦川2	阿蘇市西湯浦	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり

茗ヶ原	阿蘇市山田	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
新宮牧野	阿蘇市湯浦	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
紅地川支川	阿蘇市湯浦	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
小里川-3	阿蘇市南宮原	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
小里川-5	阿蘇市小里	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
山田川3	阿蘇市山田	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
跡ヶ瀬牧野	阿蘇市跡ヶ瀬	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒川	阿蘇市黒川	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古閑川支川2	阿蘇市黒川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
尾曲	阿蘇市山田	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
土井平	阿蘇市一の宮町手野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
外園	阿蘇市一の宮町手野	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

手野	阿蘇市一の宮町手野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
前田	阿蘇市一の宮町三野	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大島	阿蘇市一の宮町中坂梨 阿蘇市一の宮町坂梨	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小谷1	阿蘇市一の宮町坂梨	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
産の平	阿蘇市一の宮町坂梨	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小谷2	阿蘇市一の宮町坂梨	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
高木	阿蘇市石的	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
流	阿蘇市狩尾 阿蘇市跡ヶ瀬	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
東立石	阿蘇市黒川	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
西前無田	阿蘇市黒川	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
引川原1	阿蘇市黒川	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
涌口	阿蘇市黒川	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
年の神	阿蘇市黒川	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
松の本	阿蘇市黒川	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
踊山	阿蘇市蔵原	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
蔵原	阿蘇市蔵原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
坂の下	阿蘇市車帰	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
堤の本	阿蘇市車帰	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
天神山	阿蘇市赤水	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
赤水	阿蘇市赤水	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
上荷内原	阿蘇市竹原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
引川原2	阿蘇市黒川	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
引川原3	阿蘇市黒川	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
尾西1	阿蘇市黒川	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり

尾西2	阿蘇市黒川	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
-----	-------	----------	---------	----------

(別図1から別図29までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第419号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6第2項の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録辞退の届出があったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	ヘルパーステーションひかり野 合志市須屋62番3号	431100436	令和7年（2025年）4月30日	訪問介護

熊本県告示第420号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録辞退届受理年月	サービスの種類
株式会社オフィスひかり野 熊本市北区打越町33番91号	ヘルパーステーションひかり野 合志市須屋62番3号	431100436	令和7年（2025年）4月30日	訪問介護

熊本県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）5月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧停車場乙姫線	阿蘇市乙姫字口ノ森 161番2地先から	前	11.0 ～ 14.5	260.7	防交安 (交通安全)
		阿蘇市乙姫字中川原上 215番9地先まで	後	11.5 ～ 17.5	260.7	
	内牧停車場線	阿蘇市乙姫字無田 165番1地先から	前	6.9 ～ 8.0	94.9	
		阿蘇市乙姫字口ノ森 295番1地先まで	後	7.4 ～ 11.8	94.9	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）5月23日

熊本県告示第422号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桜十字	Let'sリハ！ 御代志店	合志市須屋26 59-14 1 1街区5画地 B棟205	令和7年 (2025 年)6月1 日	通所介護

公 告

熊本県公告第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営京の島地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村敬

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営京の島地区土地改良事業（区画整理）
計画書の写し
- 縦覧期間
令和7年（2025年）5月26日から令和7年（2025年）6月20日まで
- 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第324号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村敬

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
NPO法人自立生活支援熊本ほほえみの会
熊本市中央区横手二丁目12-54-12
- 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区横手二丁目12番54号レンタルストレージ12号

熊本県公告第325号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村敬

- 競争入札に付する事項
 - 業務の名称
各総合庁舎等通話録音機能設備賃貸借業務
 - 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局財産経営課総務調整班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2090
ファックス番号 096-384-3792
 - 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(4) 業務の内容
各総合庁舎等通話録音機能設備賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 契約期間
契約締結の日から令和12年（2030年）10月15日（火）まで

- (6) 履行場所
下記各総合庁舎等
- 宇城総合庁舎・宇城保健所庁舎：宇城市松橋町久具400番1
 - 上益城土木部庁舎：上益城郡御船町下馬尾265番
 - 菊池総合庁舎・菊池保健所庁舎：菊池市隈府1272番10
 - 玉名総合庁舎・有明保健所庁舎：玉名市岩崎1004番1
 - 鹿本総合庁舎：山鹿市山鹿1026番3
 - 阿蘇総合庁舎：阿蘇市一の宮町宮地2402
 - 八代総合庁舎：八代市西片町1660番
 - 芦北総合庁舎：葦北郡芦北町芦北2670
 - 水俣保健所庁舎：水俣市八幡町3丁目2番7
 - 球磨総合庁舎：人吉市西間下町86番1
 - 天草総合庁舎：天草市今釜新町3530番

(7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、電子入札の障害に引き続き、電子入札の移行が認められない者、アイ登録参加者である電子入札できない者、ICカードの再取得を準備している者、ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数は、消費税及び約消費税に係る捨去た金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、積もった契約希望の110分の10には相当する金額より入札すること。和39

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）6月9日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る

- 再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）6月17日（火）午後3時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）6月17日（火）午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月8日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）7月7日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年（2025年）7月8日（火）午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）7月7日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない

- 者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県総務部総務私学局財産経営課総務調整班
 電話番号 096-333-2090
 ファックス番号 096-384-3792
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Rental of telephone recording equipment for each general government building
- (2) Date and Place for tender
Date: July 8 , 2025, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Property Management Division, General Affairs Bureau
Department of General Affairs
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2090
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第326号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	和田 恭次	玉名市山田265番地
理事	村田 俊輔	玉名市小浜598番地
理事	前田 健一	玉名市滑石4339番地2
理事	谷口 司	玉名市向津留621番地
理事	安田 謙二	玉名市伊倉北方2995番地
理事	村上 榮一	玉名市千田川原288番地
理事	高寄 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	本田 陽一	玉名市大浜町4492番地
理事	橋野 毅	玉名市山部田455番地
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	荒木 勝利	玉名市津留329番地
理事	飯塚 和幸	玉名市両迫間1042番地
理事	平野 雅久	玉名市三ツ川1340番地
理事	浦田 祐三子	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	田畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	植野 孝行	玉名市岱明町高道2923番地1
理事	中島 誠	玉名市岱明町鍋629番地
理事	田上 敏夫	玉名市岱明町庄山390番地1
理事	中山 健生	玉名市横島町横島1543番地
理事	吉岡 千春	玉名市横島町横島1830番地
理事	倉田 博行	玉名市横島町横島10376番地5
理事	園田 正司	玉名市横島町横島6352番地
理事	徳永 敬一	玉名市天水町竹崎462番地
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	西村 誠治	玉名市天水町小天5424番地
理事	清本 耕二	玉名郡長洲町大字清源寺2639番地
理事	大家 浩	玉名市横島町共栄55番地
理事	藏原 隆浩	玉名市築地95番地
理事	中逸 博光	玉名郡長洲町大字長洲2513番地出町ハイツ5号
監事	永田 知博	玉名市大浜町560番地
監事	大廣 吉春	玉名市中1416番地

監事 就任	吉川 義臣	玉名市天水町小天3826番地
理事	和田 恭次	玉名市山田265番地
理事	坂西 哲雄	玉名市滑石1650番地1
理事	林 龍治	玉名市滑石4344番地2
理事	高寄 哲哉	玉名市大浜町2490番地
理事	寺岡 裕之	玉名市寺田1301番地
理事	安田 謙二	玉名市伊倉北方2995番地
理事	村上 榮一	玉名市千田川原288番地
理事	橋野 毅	玉名市山部田455番地
理事	一瀬 重隆	玉名市川部田326番地1
理事	坂本 幸生	玉名市下1666番地
理事	鶴田 晴男	玉名市石貫2846番地3
理事	浦田 祐三子	玉名市岱明町野口2077番地2
理事	田畑 浩士	玉名市岱明町山下1009番地
理事	田中 正美	玉名市岱明町鍋2320番地98
理事	緒方 大海	玉名市岱明町上415番地1
理事	田上 高文	玉名市横島町大園1012番地2
理事	三津家 弘明	玉名市横島町横島5274番地
理事	大谷 拓也	玉名市横島町横島4421番地3
理事	木山 嘉崇	玉名市横島町横島4183番地
理事	小川 一昭	玉名市天水町竹崎790番地2
理事	中村 亘	玉名市天水町小天232番地
理事	村上 精也	玉名市天水町小天5823番地2
理事	清本 耕二	玉名郡長洲町大字清源寺2639番地
理事	河口 康広	玉名市大浜町5316番地
理事	藏原 隆浩	玉名市築地95番地
理事	中逸 博光	玉名郡長洲町大字長洲2513番地出町ハイツ5号
理事	田上 溶子	玉名市大浜町3824番地
理事	岩見 利美	玉名市天水町小天1210番地
理事	田島 たまみ	玉名郡和水町下津原110番地
監事	田中 正通	玉名市大浜町2248番地2
監事	大廣 吉春	玉名市中1416番地
監事	吉川 義臣	玉名市天水町小天3826番地

熊本県公告第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字山下1637番1、同1637番2及び同1641番10、962.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区那の津三丁目12番20号
越智産業株式会社

熊本県公告第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字石ノ本2614番1及び同2614番3
488.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市御代志2086番地281
海崎 日聡

熊本県公告第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷47番1
499.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市夕葉町3番地1
内田 恭裕

熊本県公告第330号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
高田 幸一	福岡県福岡市	尾方 仁吏	錦町	球磨郡錦町大字西字松里1258-1ほか1筆
高田 幸一	福岡県福岡市	米澤 博	錦町	球磨郡錦町大字西字松里1262ほか1筆
上田 文夫 (亡)上田敬太郎	静岡県菊川市	東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5-232ほか3筆
中竹 春巳	錦町	豊永 惟義	錦町	球磨郡錦町大字木上東字開き1953
増木 省吾	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字宮ノ上2340-3
増木 節子	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字宮ノ上2318-1
田中 美津子	あさぎり町	深水 信俊	湯前町	球磨郡湯前町字上高見2444-2
金子 政利	湯前町	深水 信俊	湯前町	球磨郡湯前町字上高見2444-1
鶴田 秋男	湯前町	竹本 常則	湯前町	球磨郡湯前町字長岡3447-1ほか1筆
田嶋 敏男	兵庫県尼崎市	久保田 宏	湯前町	球磨郡湯前町字北高沖4562
嶋田 政行	湯前町	久保田 宏	湯前町	球磨郡湯前町字北高沖4563
樫木 忠雄	湯前町	株式会社しぶや	湯前町	球磨郡湯前町字東前田4149-1ほか3筆
福富 寛	湯前町	株式会社しぶや	湯前町	球磨郡湯前町字園田5383-1
甲斐 康雄 (亡)甲斐スキコ	徳島県藍住町	株式会社しぶや	湯前町	球磨郡湯前町字城久田3311-1

岩崎 ユクヨ	湯前町	湯前 良夫	湯前町	球磨郡湯前町字上横道4440
深水 政明	湯前町	那須 武利	湯前町	球磨郡湯前町字下高見2372ほか1筆
椎葉 茂	湯前町	那須 博幸	湯前町	球磨郡湯前町字平榎2137-1ほか8筆
東 賢一	人吉市	永山 芳宏	人吉市	人吉市下漆田町字東前田3206ほか1筆
久本 みはる	人吉市	久本 義孝	人吉市	人吉市井ノ口町字中棚989-1
寶代 誠志	山江村	久本 義孝	人吉市	人吉市井ノ口町字薄原667
坂口 里美	人吉市	久本 義孝	人吉市	人吉市合ノ原町字峰崎602-1ほか1筆
上田 裕次	神奈川県横浜市	久本 義孝	人吉市	人吉市井ノ口町字薄原627-1ほか2筆
丸山 明 (亡)丸山厚	人吉市	久本 義孝	人吉市	人吉市合ノ原町字立石194ほか1筆
中島 和彦	東京都杉並区	農事組合法人球米	球磨村	人吉市七地町字宮ノ前268
中島 和彦 外1名	東京都杉並区	丸尾 義信	人吉市	人吉市七地町字清明172
中島 和彦	東京都杉並区	丸尾 義信	人吉市	人吉市七地町字宮ノ前269ほか1筆
西門 喜助	人吉市	木下 享介	人吉市	人吉市下原田町字西門字前原2253
西門 喜助	人吉市	木下 享介	人吉市	人吉市下原田町字瓜生田字西ノ前981
上原 ヒデ子	人吉市	山口 位一郎	人吉市	人吉市鬼木町字永春1105
黒肥地 昭夫	人吉市	林 主一	人吉市	人吉市下戸越町字中園893-1
黒肥地 改太郎	人吉市	林 主一	人吉市	人吉市下戸越町字古城1364
豊永 謙二	熊本市	農事組合法人球米	球磨村	人吉市七地町字清明197
高澤 和子	多良木町	中原 誠	人吉市	人吉市上原田町字菖蒲字小園193
遠藤 茂	熊本市	杉本 和博	相良村	人吉市上林町字幸才1159
橋口 みはる	熊本市	杉本 和博	相良村	人吉市上林町字幸才1158
杉田 文子	人吉市	杉本 和博	相良村	人吉市上林町字幸才1157
川邊 シナ (亡)川邊清人	あさぎり町	小見田 裕史	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田554ほか2筆
皆越 剛	佐賀県吉野ヶ里町	種村 孝典	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字水吐1179ほか1筆
武智 多美子	あさぎり町	池上 修一	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字清水111-1
松本 秀男 (亡)松本京子	あさぎり町	株式会社丹後牧場	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北吉井2441-4

井上 美代子	あさぎ り町	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字岡 留1124
上田 健二	あさぎ り町	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字下 免田412-1ほか2筆
上村 信喜	あさぎ り町	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字黒 田2422-1
桑原 チヨノ	愛知県 扶桑町	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字黒 田2454
水野 ヌリ子	愛知県 東海市	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字黒 田2406
森 美鈴	神奈川 県川崎 市	廣瀬 孝喜	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字岡 留1188ほか5筆
清永 和義	熊本市	犬童 信浩	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字大島 143-1ほか3筆
山下 嘉幸	あさぎ り町	城本 康志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮 野269-1ほか2筆
山田 大作	大阪府 大阪市	川添 悠	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字永 岡1926
山下 順子 (亡) 山田 茂	あさぎ り町	川添 悠	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字永 岡1925
別府 好則	あさぎ り町	右田 久也	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清 水2927
落合 龍亮	あさぎ り町	福屋 栄二郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字葉 山601ほか2筆
西野 和磨	あさぎ り町	田崎 洋一郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字山口 2990ほか1筆
北川 康幸	あさぎ り町	岩本 卓	多良木 町	球磨郡あさぎり町須恵字新諏 訪2509-1
北川 康幸 (亡) 北川 ワイ	あさぎ り町	岩本 卓	多良木 町	球磨郡あさぎり町須恵字新諏 訪2509-2
源島 勇五 (亡) 源島 イツ	あさぎ り町	岩本 卓	多良木 町	球磨郡あさぎり町須恵字新諏 訪2510-1
源島 勇五 (亡) 源島 學	あさぎ り町	岩本 卓	多良木 町	球磨郡あさぎり町須恵字新諏 訪2510-2
尾方 秀和 (亡) 尾方 俊次	栃木県 栃木市	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上北字国貞 1764ほか2筆
山富 美知子	あさぎ り町	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字井上 2155-2ほか1筆
田中 昭夫	あさぎ り町	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字井上 1359-1ほか1筆
尾方 尊寛	あさぎ り町	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字井上 2295
久 裕子	あさぎ り町	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字南清 水150-22
皆越 恵美子	あさぎ り町	谷川 慎八千	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字宮ノ 下270-1ほか1筆

尾方 由紀子	あさぎり町	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字国貞1766
才藤 正弘	あさぎり町	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字善貞218-1ほか4筆
山田 宗正	あさぎり町	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字新永里375
才藤 イツカ (亡) 才藤 逸郎	あさぎり町	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字別府前46-1
田中 裕二	熊本市	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字井上2283ほか1筆
中村 武一	あさぎり町	谷川 慎八千	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上西字大島329-1ほか1筆
櫻井 隆子	京都府 京都市	櫻井 慎也	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北吉井2215-1
河内 吉房	多良木町	椎葉 光朗	湯前町	球磨郡多良木町大字多良木字友村1661-1ほか3筆
河内 吉房	多良木町	農事組合法人 たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字友村1652ほか3筆
河内 ミサ子	多良木町	農事組合法人 たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字友村1660-4
馴松 延広	熊本市	田中 翔一	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字寺前12-1ほか1筆
權頭 光利	多良木町	尾方 朝則	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字大塚4740ほか3筆
宮崎 和己 (亡) 宮崎 隆	多良木町	田山 直実	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字鳴村2562-1ほか6筆
宮崎 和己 (亡) 宮崎 隆	多良木町	源ちゃんファ ーム株式会社	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字鳴ノ前1335ほか1筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原3-21
尾里 勇一	錦町	球磨郡錦町大字一武字下ノ原4210
土肥 幸一	錦町	球磨郡錦町大字木上南字野村1400-1ほか2筆
前原 正照	錦町	球磨郡錦町大字木上南字野村1399-1

2 認可年月日
令和7年(2025年)5月15日

熊本県公告第331号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河添 花道	菊池市	熊本市東区秋津町沼山津字萩原3602-2 ほか2筆

南 宗俊	熊本市	熊本市西区河内町白浜字中加倉487
横田 浩一	熊本市	熊本市西区河内町白浜字小木戸284-1ほか2筆
田渕 菊代	熊本市	熊本市南区城南町塚原字小木原334
片瀬 ゆかり	福岡県福岡市	熊本市南区護藤町字戸崎1948ほか2筆
岡嶋 通雄	熊本市	熊本市南区護藤町字戸崎1955
西村 明	熊本市	熊本市南区中無田町字小屋作309
長谷川 浩一	熊本市	熊本市南区白石町字南二丁分439-1ほか3筆
森田 健次	熊本市	熊本市北区植木町田底字深町2681-1ほか1筆
伊牟田 トミエ	熊本市	熊本市北区植木町正清字雀迫1809ほか2筆
竹馬 正憲	宇城市	宇城市不知火町小曾部字袖ノ原1958
塘内 真美	玉名市	宇城市三角町戸馳字牧ノ浦6468-1
田中 正昭	宇城市	宇城市不知火町大見字小崎179ほか1筆
本田 昭憲	大津町	菊池郡大津町大字杉水字上鶴2329-1
本田 喜代治	大津町	菊池郡大津町杉水字上鶴2224
下田 岩夫	阿蘇市	阿蘇市内牧字南新井手895ほか1筆
岩下 恒己	阿蘇市	阿蘇市三久保字九間屋664
岩下 勇人	阿蘇市	阿蘇市三久保字千町無田216-323
江藤 明美	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字藍田1649
佐伯 隆夫	阿蘇市	阿蘇市小野田字前無田1511-2ほか4筆
坂本 哲則	阿蘇市	阿蘇市内牧字内浜川673ほか2筆
山城 哲也	阿蘇市	阿蘇市三久保字前濱川906-1ほか3筆
村岡 孝一	阿蘇市	阿蘇市三久保字新塘下834ほか1筆
田中 歩	阿蘇市	阿蘇市三久保字上濱川999
渡邊 和也	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字耳取1番ほか2筆
奈須 昭博	阿蘇市	阿蘇市三久保字千町無田216-319ほか1筆
田代 今朝広	熊本市	阿蘇市黒川字前田21-1ほか7筆
宇藤 トシ	合志市	阿蘇郡高森町大字津留字宮園613
福永 ひとみ	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字河原田459
渡邊 圭裕	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1073ほか1筆
田上 さゆり	山都町	上益城郡山都町入佐字今古閑2251ほか1筆
村上 裕樹	山都町	上益城郡山都町上寺字前田573
早田 政治	錦町	球磨郡錦町大字一武字新久保2122-40ほか1筆
富崎 ミエコ	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字北築地3367ほか2筆
林 広喜	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字水無3389

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
榎 純一	熊本市	熊本市南区海路口町字奥古閑開三番割583
田中 勝	熊本市	熊本市北区植木町田底字金子附1811-1
前高 祐士	熊本市	熊本市北区植木町富応字久保1030
牧野 公紀	熊本市	熊本市北区植木町亀甲字塚田1684

原田 伸男	宇城市	宇城市松橋町西下郷字上白洲3687
堀尾 長門	熊本市	宇城市不知火町永尾字西背ノ草195-113
前田 和徳	宇城市	宇城市三角町中村字五反田1168-3ほか4筆
三浦 智弘	宇城市	宇城市不知火町永尾字山ノ口1056-1ほか3筆
有限会社一郎ファーム	大津町	菊池郡大津町大字杉水字上鶴2264-1ほか1筆
株式会社AGRISE	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字尾原2273ほか1筆
岩下 栄一	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字三竹寺560-2ほか1筆
有限会社もりもと牧場	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字南西原5130ほか2筆
上田 貴裕	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字下新所原3034
本田 敬治	御船町	上益城郡御船町大字陣字豊ヶ嶋629ほか2筆
宮川 一幸	御船町	上益城郡御船町大字上野字十足3235-1
西富 忠義	熊本市	上益城郡益城町大字砥川字久保田186ほか6筆
富永 一成	益城町	上益城郡益城町大字小池字枯木町1059
山本 隆	益城町	上益城郡益城町大字砥川字中洲731
株式会社中嶋牧場	相良村	球磨郡錦町大字木上西字知敷原7-20ほか3筆
田原 竜樹	錦町	球磨郡錦町大字木上東字大堀429-2
株式会社有田牧場	錦町	球磨郡あさぎり町上東字神殿原2-28ほか5筆
深田 穰二	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上北字今井823
株式会社マルナカ	錦町	球磨郡あさぎり町免田西字樋ノ上3473-11ほか4筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)5月15日

熊本県公告第332号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量)	令和7年(2025年) 5月19日から 令和7年(2025年) 9月29日まで	熊本県葦北郡津奈木町福浜地内

熊本県公告第333号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県北広域本部玉名地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営第五玉名地区水利施設等保全高度化事業に係る基準点測量）	令和7年（2025年） 5月15日から 令和7年（2025年） 6月23日まで	玉名市月田の一部、玉名郡和水町瀬川の一部地内

熊本県公告第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により益城台地東土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	令和7年（2025年） 5月19日から 令和8年（2026年） 12月31日まで	益城町大字福富、大字惣領の各一部

熊本県公告第335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人熊本建築構造評価センター
- 指定構造計算適合性判定機関の住所
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 指定構造計算適合性判定機関の業務区域
熊本県全域

熊本県公告第336号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）5月23日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
水上 三九生	宇城市	篠塚 裕	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里4 1-1ほか1筆
大石 由美子	宇城市	稲田 健吾	宇城市	宇城市小川町河江字前田27 6ほか1筆
末長 晴美 (亡)末長 達哉	宇城市	稲田 健吾	宇城市	宇城市小川町河江字前田27 2
川崎 幸吉	宇城市	前崎 秀光	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田1 21ほか1筆
小崎 伸一	熊本市	小崎 敬介	熊本市	宇城市三角町中村字蛙石34 07-1ほか1筆
小崎 守	熊本市	小崎 敬介	熊本市	宇城市不知火町長崎字米ノ山 2811-2ほか5筆
上本 将久	宇城市	末川 克博	熊本市	宇城市三角町中村字清水10

				56ほか1筆
澤下 ゆかり	宇城市	若本 純一	宇城市	宇城市三角町波多字浦内23 58-1ほか7筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)5月15日

熊本県公告第337号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和7年(2025年)5月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 特定役務の名称及び数量
令和7年度(2025年度)熊本県ビジネスチャットシステムサービス調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課業務システム改革班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和7年(2025年)3月26日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社K I S
熊本市南区幸田1丁目6番27号
- 5 契約金額
46,022,592円(うち消費税及び地方消費税の額4,183,872円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

掲載依頼

熊本県教育委員会告示第22号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年(2025年)5月23日

熊本県教育長 越猪 浩樹

- 1 競争入札に付する事項
令和7年度(2025年度)教育用コンピュータ等の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)6月16日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第33号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
 令和7年(2025年)5月23日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和7年度(2025年度)教育用コンピュータ等の賃貸借
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 借入物品及び数量
令和7年度(2025年度)教育用コンピュータ等の賃貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 借入物品の仕様
仕様書による。
- (6) 借入期間
令和7年(2025年)9月1日(月)から令和12年(2030年)8月31日(土)まで
- (7) 納期限及び納入場所
仕様書による。
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次の中からいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種(詳細業種)が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者でない場合とは、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期

間

- イ 公告の日から令和7年(2025年)6月16日(月)午後5時まで
競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様に適合していること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 仕様適合確認書
- ウ 仕様が確認できる資料(カタログ等)

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が5メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便)に限る。又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便)に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)6月23日(月)午後3時まで

(4) 提出先

- 1 (3)の入札担当部局

(5) 内容の確認

- 入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 確認結果の通知

- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

- 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)6月23日(月)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月8日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)7月7日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和7年(2025年)7月8日(火) 午前10時

- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

- くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)7月7日(月)(必

着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付
 においては、封筒は、二重封筒で表封業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒
 の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再
 入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入
 札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札
 による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵
 送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執
 行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うもの
 とする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電
 子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け
 たときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書
 を郵送した者が再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換
 え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったこと
 が判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入
 札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない
 入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない
 者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ
 かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当
 部局に申し出ることも入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札
 金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容
 について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、
 当該入札を無効とすることができ、

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により
 作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす
 る。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、
 電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本
 県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した
 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号
 に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項
 の規定により、契約金額(1月当たりの借入金)に借入月数(60月)を乗じて得
 た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の
 納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第
 78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
 6 その他
 (1)入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2)この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1)問合せ先
 ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室
 電話番号 096-333-2673
 ファックス番号 096-384-1509
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 (2)受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
 (1) Name and quantity of commodity
 A Set of personal computer for education
 ・203 personal computers
 ・peripheral equipments and softwares
 (2) Date and place to tender
 Date: July 8th, 2025, 10:00 am
 Place: Kumamoto Prefectural Government
 Treasury Bureau, Management and Purchasing
 Division
 (2nd floor of Prefectural Government
 Main Building)
 (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Educational Policy Division
 Board of Education Prefectural Office
 of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
 Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2673
 (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県介護保険審査会公告第1号

熊本県介護保険審査会委員の改選に伴い、総会を次のとおり開催します。
 令和7年(2025年)5月23日

熊本県介護保険審査会長

- 1 開催日時
 令和7年(2025年)5月30日(金)
 午前10時から午前11時まで(終了時刻は予定)
- 2 場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県防災センター2階 201会議室
- 3 議題
 (1) 会長及び副会長の選任について
 (2) 三者代表合議体の構成について

- (3) 公益代表合議体の構成について
- (4) その他(介護保険審査会の状況等)
- 4 傍聴者の定員
 - 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、午前9時30分から午前9時50分までに当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入室することができます。
 - (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順とします。
- 6 非公開の案件
 - 「3 議題」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3 公開の基準のAに該当する場合、一部非公開となることがあります。
- 7 問合せ先
 - 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県介護保険審査会事務局
 - (熊本県健康福祉部長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課)
 - 電話：096-333-2218
- 8 その他
 - 総会に先立ち、委員の委嘱状交付式(5分間程度)を行います。

正 誤

令和6年12月24日熊本県条例第43号(熊本県手数料条例の一部を改正する条例)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
48	44、 45、 46、 47、 48、 49、 50	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合
51	27、 28、 29、 30、 31、 32、 33	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして知事が指定するものが添付された場合